令和5年度(2023年度) 熊本市児童館運営審議会

日時: 令和5年(2023年)8月17日(木)午後2時から 会場: 清水公民館ホール(清水まちづくりセンター内)

会次第

- 1 開会
- 2 熊本市挨拶(こども局こども育成部長)
- 3 委員·職員紹介
- 4 委員長の選出
- 5 視察
- 6 報告・審議
 - (1)令和4年度(2022年度)事業報告・利用状況について
 - (2)令和5年度(2023年度)運営方針及び事業計画について
 - (3) 各児童館からの報告
 - (4)児童館利用者アンケートの実施結果について
- 7 閉会

令和5年度(2023年度) 熊本市児童館運営審議会資料

- 1. 熊本市児童館運営審議会委員名簿···P |
- 2. 熊本市児童館関係課組織図···P 2
- 3. 熊本市児童館の施設概要一覧・・・P 3
- 4. 令和4年度(2022年度)事業報告及び令和5年度(2023年度)事業計画···P 4
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について・・・P 5~6
 - ·児童館の利用状況・・・P 7~13
 - ·児童館年間行事···P | 4~|8
 - ·児童クラブの活動···P 19~20
 - ·職員研修及び情報交換···P 21
- 5. 児童館の広報について・・・P 22~23
- 6. 児童館予算資料···P 24
- 7. 関係法令(抜粋)···P 25~32
 - ·児童福祉法
 - ・児童福祉施設の整備及び運営に関する基準
 - ·熊本市児童館条例
 - ·熊本市児童館条例施行規則
 - · 熊本市児童館運営審議会規程

【別冊資料】

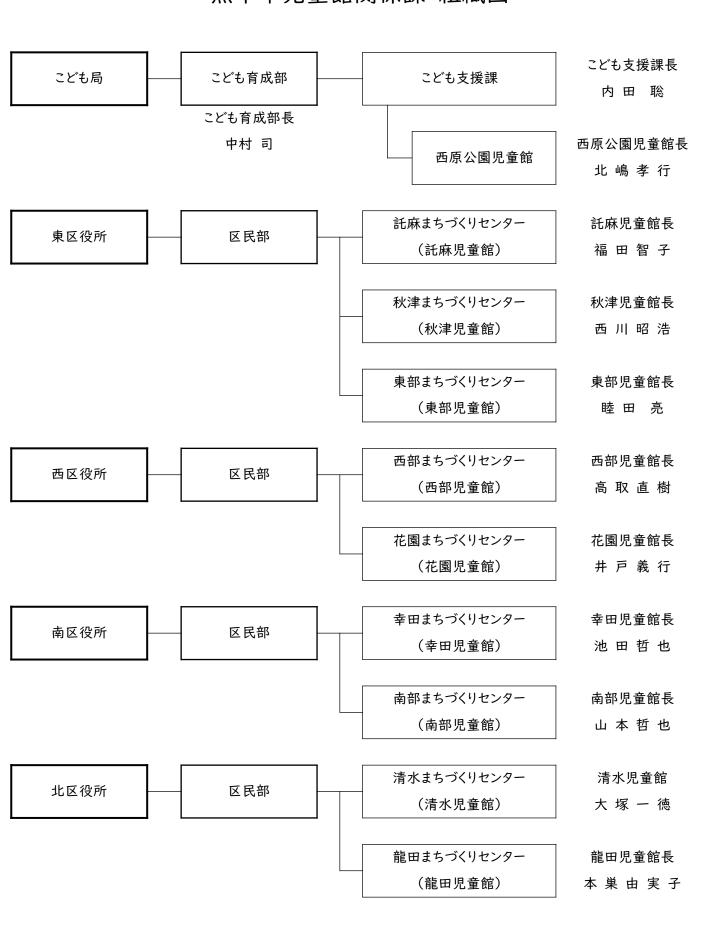
- (別冊1)令和4年度(2022年度)児童館活動報告
- (別冊2) 令和5年度(2023年度) 熊本市児童館利用者アンケート報告書
- (参考1)指定管理及び民間児童館運営状況
- (参考2) 各児童館だより(令和4年(2022年)8月号)

令和5年(2023年)8月17日(木) 熊本市こども局こども育成部こども支援課

令和5年度(2023年度) 熊本市児童館運営審議会委員名簿

規則による区分	委員名	所属団体·役職名
	亀井 裕子	平成音楽大学 未来創造学科長 教授
	水町 愛	九州ルーテル学院大学 人文学部人文学科 保育・幼児教育専攻 講師
(1)学識経験者	竹内 博	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	園田 孝信	熊本市保育園連盟 理事
	田上 きみ子	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
(2)公民館の代表者	田上 勝幸	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長
(3)児童委員	中島 花江	熊本市民生委員児童委員協議会 理事
(4)学校長	川上 輝美	熊本市小学校長会 熊本市立桜木小学校 校長
(5) PTAの代表者	廣島 大樹	熊本市PTA協議会 常任理事
(6)ボランティアの代表者	川本 浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長
(7)子ども会の代表者	森 ゆみ子	熊本市子ども会育成協議会 理事
(8) 母親クラブの代表者	奥村 栄子	西原公園児童館母親クラブ会長
合計	12名	

令和5年度(2023年度) 熊本市児童館関係課 組織図



令和5年 (2023年) 4月1日現在

熊本市児童館の施設概要一覧

昭和54年7月11日 ³E ۳E °E # ⊞ ٣E ٣E "E ~E ٦° °E °E ٣E ٦° °E 龍田弓削1-1-10 ままごと (ハウス) 大型積み木 鉄筋コンクリー 龍田まちづくり 児童館 (屋内・屋外) 2階建 (2X) 323, 962 8 8 8 8 8 8 8 8 8 卓球台・鉄棒 I 1,253. 1,769. 246. 62. 5,380. 270. 4 45. 22. 30. すべり台 北区区 昭和59年7月10日 1 ³E ³E ³E ٣E ³E °E ۳E °E °E °E ۳E ٣= °E (屋内) 滑り台、ログ いウス 棒、砂場、ロープスイ 清水亀井町14-7 (屋外) 滑り台、鉄 ١ 清水まちづくり 児童館 鉄筋コンクリ 1,316.97 449,829 337.47 99.64 26 9/ 63 8 40 8 (2X) $\frac{3}{2}$ ı 1,779. 125. 38. 363. 22. 9 9 光冈 ٦° ۳E ۳E 4用 ۳E ٦° ۳E ٦° ٦° ٦° ٦° ٣E ٦° ٦° 昭和62年7月6日 鉄筋コンクリート 南部まちづくり 跳び箱 巧技台(平均台) 南高江6-7-35 一部2階建 児童館 451,115 (2X) 2 93 64 43 8 92 28 1,917.27 37 9 7 1,413. 6 53. ∞. 284. 204. 298. 53. 53. 南区 升 ۳E ٦° °E ٦° ٦° ٦° ٦° ٣E ٦° ٦° °E ³E "∈ 昭和57年6月 幸田まちづくり 鉄筋コンクリー 児童館 2階建 470,850 30.79 (5) 華田 49 02 79 8 44 8 8 8 8 (屋内・屋外) 1,029.61 幸田2-4-1 ı ı 1,950. 265. 277. 578. 378. 146. 6 59. 24. 滑り台 跳び箱 鉄棒 南区 ည် 4用 "E °E ³E ³E "E °E °E ³E ٦° ³E 3° ٦° ٣E 平成2年8月27日 花園まちづくり 鉄筋コンクリー 大型つみき 巧技台(平均台) 一部2階建 児童館 抗國 センター 950,000 8 8 (2) 8 1,841.00 .447.00 8 8 8 8 37 花園5-8-3 ı 145. 298. 96. 20. 54. 9 % ည် 田 西部まちづくりセンター 平成14年4月19日 4 "⊑ ٦° °E ٦° ٦, °E ³E °E ٣E ٣E ³E °E ٣E 鉄筋コンクリー 大型つみき すべり台 (屋内) 巧技台 (平均台) 児童館 西区役所 2階建 アクションジム 313.40 18.60 8 (57) 1,219,869 1,592.04 9 6 8 8 小島2-7-1 ı 274. ≅. 2,200. 143. 294. 20. 49. ္ 田区 4用 ۳E ³E ³E ~E °E ٣E ³E °E ~E °E ³E ³E ~E 昭和52年9月1日 鉄筋コンクリート 東部まちづくり 馬の乗り物 ままごとセット 児童館 2階建 ジャングルジム 東部 311,552 23.00 124.49 (2X) 30 49 8 8 8 ₹ 1,412,31 第ケ丘|-| ı 2,030. ∞ਂ 255. 002. 362. 28. 69 東区 ∞ 4用 °E ³E ³E ٦" ³E °E °E °E ³E 昭和60年8月10日 "E "E <u>"E</u> °E 鉄筋コンクリート 秋津まちづくり 巧技台 滑り台(屋内・外) ブランコ 児童館 センター 39.14 , 287.99 2階建 235 秋津 53 7 4 8 8 8 8 (2) ロッキンパピー 9 37 秋津3-15-1 11,165. 1,962. 354. 320. 49. 9 20. 85. 529, 東区 团 十田 ۳E ٦° ٦° ٦° ٦° °E ³E ³E ³E "E ٦° ³E ³E 鉄筋コンクリート 昭和56年5月 託麻まちづくり 児童館 長嶺東7-11-5 センター 3階建 492,700 33, 10 (2Y) 21.89 20 8 20 52 38 9 20 20 9 ı 1,343. 276. 7,290. 1,900. 7 145. 28 248. 풊 大型 つみき 三輪車 卓球台 東区 4用 ٣E ٦° °E ٦° ٦, ٦° ³E ٣E ٣E ٣E ³E 3° ٣E 簡易トランポリン 卓球台 鉄筋コンクリー 昭和53年8月1 九品寺4-24-4 (西原公園内) 西原公園 児童館 3 階建 3 00. 137.86 585 320.86 8 8 8 8 ī 2 846. 320. 45. 中央区 53. 74. 52, 事業開始年月日 創作活動室 (児童館分含む) 1-1 児童厚生 主な併設施設 総合出張所 その色 遊戲室 集会室 事務室 休養室 その街 児童館 公民館 敷地面積 建物面積 区役所 担当職員 建設費 児童館名 所在地 構造 主な遊具 内 恵 松 南 要

令和4年度(2022年度)事業報告及び令和5年度(2023年度)事業計画

【運営方針】

- 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康・体力増進と親子のふれあい促進を図る。
- 2. 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。
- 3. 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。
- 4. 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。
- 母親クラブ等の地域組織と連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。
- 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

児童館行事

朝の活動/子育て支援

お誕生会など、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親睦を深めることを目的とした活動を実施するとともに、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れている。

なお、児童館は、子育てほっとステーションとして、地域における子育て支援事業の充実を図り、子どもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり(サークル支援活動)を行っている。

児童クラブ

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会や合同試合など実施している。(卓球、絵画クラブ等)

地域組織活動(母親クラブ等)

- 児童の健全な育成を図るため、各児童館の母親クラブ等を中心として、季節行事や研修活動などを行っている。合同でのイベントや会議も年数回、定期的に実施している。

一般利用

特別行事

地域の協力を得て、夏祭りや子どもフェスタなどを実施している。

	令和4年	度(2022年度)	実績	_
	利用者数	令和3年度 (2021年度)	令和3年 度比	② 令和5年度(2023年度)予定
児童館行事	1,571人	(651人)	241.3%	季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施するよう努める。
朝の活動/ 子育て支援	9,309人	(2,365人)	393.6%	地域における子育て支援事業を継続し、子どもの遊び方指導、仲間づくり(サークル支援活動)を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施するよう努める。また、積極的な子育で情報の提供を行う。
児童クラブ	2,430人	(1,870人)	129.9%	主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行う。
地域組織活動 (母親クラブ等)	857人	(472人)	181.6%	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会などの季節行事や、研修活動等の実施を支援する。
一般利用	67,353人	(28,665人)	235.0%	安全で自由な遊びの場、交流の場の提供を行うとともに子育てに関する 相談や情報提供を行う。また、児童に玩具の貸し出しを行う等、健全な遊びを提供する。
特別行事	0人	(77人)	0%	各館ごとの特色を活かした事業の実施に努める。
年間 利用者数	81.520人	(34.100人)	239.1%	児童の遊びの場、子育て支援施設として児童館活動を継続していく。

新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について

これまでの児童館の休館等

令和2年(2020年) 熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認される

2月21日(金) 児童館主催事業を中止又は延期することとした

2月22日(土) 熊本市立の各学校(幼稚園を除く。) 臨時休校となる

3月 2日(月) まちづくりセンター (公民館) に併設する児童館を臨時休館とする

3月 4日(水) 西原公園児童館を臨時休館とする・・・①

5月22日(金) 国の緊急事態宣言が解除される

6月 1日(月) 熊本市立学校及び幼稚園が再開する

児童館定期休館日

6月 2日(火) 児童館を再開

令和3年(2021年)

4月25日(日) 熊本市医療非常事態宣言が発令される

4月28日(水) 児童館を臨時休館とする・・・②

6月29日(火) 児童館を再開

7月30日(金) 国分科会リスクレベルがステージ3に引き上げられる

8月2日 (月) **児童館を臨時休館とする・・・③**

| 0月|日(金) 児童館を再開

|月2|日(金) まん延防止等重点措置が適用される

| 月2|日(金) | 児童館を臨時休館とする・・・④

3月23日(水) 児童館を再開

令和4年(2022年) 休館等の実施なし

令和5年(2023年) 休館等の実施なし

令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6	6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	R4.4~R5.3	4 5 6 7 8
① 3/2 ~ 6/1 休館	② 4/28 ~ 6/28 休館	28 8/2 1/21 ~ ~ 28 9/30 3/22	休館なし	

市児童館の感染防止対策について

【施設の衛生管理】

(1) 換気の実施

冷暖房の使用に関わらず、定期的 (|時間毎に|0分程度)に換気を行う。 ※可能であれば、常時、少しでも開けておく。



(2) 消毒の実施

消毒・清掃の徹底。開館前及び、開館以降、 適宜にドアノブ、手すり、その他室内の 消毒を実施する。



(3) 消毒液の設置

施設出入り口等に消毒液を設置する。





(4) 玩具の衛生管理

一度使用した玩具等はすべて回収し、消毒を行う。 屋内大型遊具についても、1時間に1回は消毒を行う。 (屋外大型遊具がある施設は、利用があった際に適宜消毒を行う)



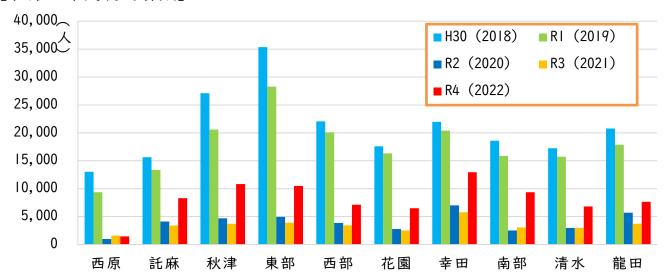




- ●なお、令和5年(2023年)5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、人数や利用時間の制限等を定めた児童館ガイドラインを廃止。現在は下記に記載する基本的な感染対策を行っている。
 - ・37.5℃以上の熱がある場合は利用不可
 - ・手洗い等の手指衛生や換気
 - ・近接した会話をする場合や大声を出す場合はマスクを着用

児童館の利用状況

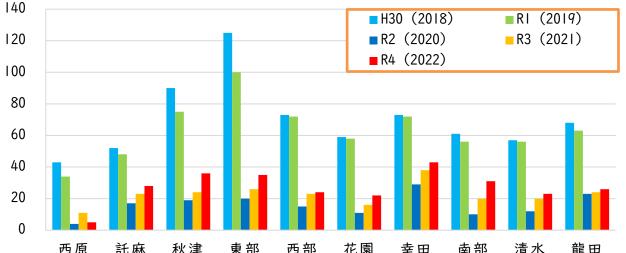
【各館の年間利用者数】



(単位:人)

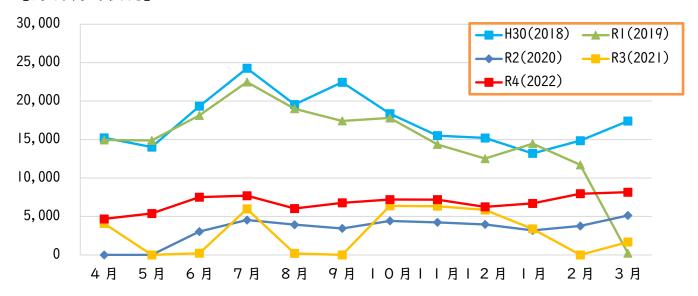
											(チロ・ハ)
年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H30(2018)	13,031	15,632	27,116	35,361	22,069	17,580	21,976	18,589	17,260	20,782	209,396
RI (2019)	9,360	13,384	20,597	28,285	20,088	16,333	20,408	15,885	15,730	17,884	177,954
R2 (2020)	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623
R3(2021)	1,586	3,400	3,713	3,912	3,448	2,505	5,779	3,062	2,965	3,720	34,090
R4(2022)	1,466	8,309	10,829	10,487	7,143	6,503	12,940	9,364	6,827	7,652	81,520
前年度比	92.4%	244.4%	291.7%	268.1%	207.2%	259.6%	223.9%	305.8%	230.3%	205.7%	239.1%

【各館の|日あたりの平均利用者数】 |40



四 原	11000	/人/丰	* 米口	10 12	마 1년		FШ	判し	用小	1115 四	(単位:人)
年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H30(2018)	43	52	90	125	73	59	73	61	57	68	701
RI (2019)	34	48	75	100	72	58	72	56	56	63	634
R2 (2020)	4	۱7	19	20	15	11	29	10	12	23	160
R3(2021)	11	23	24	26	23	16	38	20	20	24	225
R4 (2022)	5	28	36	35	24	22	43	31	23	26	273
前年度比	45.5%	121.7%	150.0%	134.6%	104.3%	137.5%	113.2%	155.0%	115.0%	108.3%	121.3%

【月別利用状況】



(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	IO月	11月	12月	月	2月	3月	合計
H30(2018)	15,230	14,023	19,334	24, 271	19,557	22,446	18, 365	15,512	15, 206	13, 197	14,852	17,403	209,396
RI(2019)	14,951	14,882	18, 140	22,478	19,000	17,418	17,802	14,361	12,525	14,463	11,709	225	177,954
R2(2020)	0	0	3,034	4,532	3,929	3,440	4,420	4, 229	3,961	3,180	3,767	5, 131	39,623
R3(2021)	4,088	0	214	5,985	197	0	6,374	6,337	5,842	3,384	0	1,679	34,100
R4(2022)	4,682	5,385	7,512	7,693	6,029	6,768	7, 197	7, 190	6,251	6,700	7,961	8, 152	81,520
前年度比	114.5%	-	3510.3%	128.5%	3060.4%	-	112.9%	113.5%	107.0%	198.0%	-	485.5%	239.1%

[※]令和2年3月2日~6月1日休館

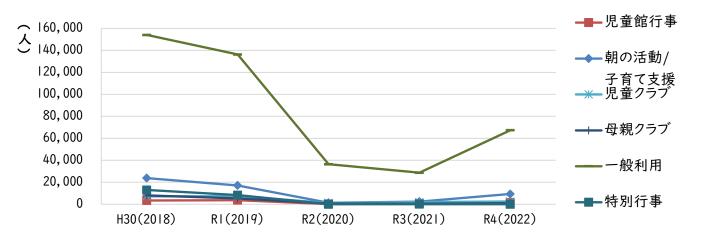
[※]令和3年4月28日~6月28日、8月2日~9月30日、1月21日~3月22日休館

【事業別利用者数】

(単位:人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
児童館行事	0	611	110	0	0	0	257	223	310	60	1,571
朝の活動/子育て 支援	126	1,262	1,313	745	607	1,328	755	1,635	547	991	9,309
児童クラブ	331	113	124	210	382	0	265	464	283	258	2,430
地域組織活動 (母親クラブ等)	0	0	0	109	97	0	0	81	136	434	857
一般利用	1,009	6, 323	9, 282	9,423	6,057	5, 175	11,663	6,961	5,551	5,909	67, 353
特別行事参加者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,466	8,309	10,829	10,487	7,143	6,503	12,940	9,364	6,827	7,652	81,520

【事業別利用者数(年度比較)】



(単位:人)

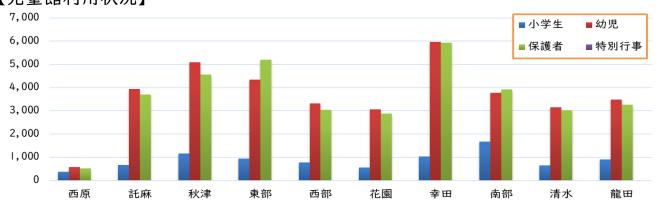
	児童館行事	朝の活動/ 子育て支援	児童クラブ	母親クラブ	一般利用	特別行事	合計
H30(2018)	3, 384	23, 787	7,183	8,021	154,062	12,959	209, 396
RI(2019)	3,677	17, 112	7,293	5, 282	136, 282	8,308	177, 954
R2(2020)	176	1,373	1,178	544	36, 352	0	39,623
R3(2021)	651	2, 365	1,870	472	28, 665	77	34,100
R4(2022)	1,571	9,309	2,430	857	67,353	0	81,520
前年度比	241.3%	393.6%	129.9%	181.6%	235.0%	0.0%	239.1%

【児童館登録者数】

(単位:人)

		西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R4合計	R3合計
小	学生	20	201	311	331	264	180	198	193	184	168	2,050	1,475
幼	力児	187	689	769	825	908	378	659	290	397	310	5,412	3,860
合	計	207	890	1,080	1,156	1,172	558	857	483	581	478	7,462	5,335

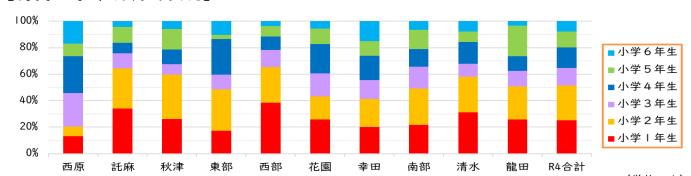
【児童館利用状況】



(単位:人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R4合計	R3合計
小学生	369	662	1,167	943	784	565	1,041	1,667	653	903	8,754	4,324
幼児	583	3,937	5,098	4,348	3,322	3,059	5, 962	3,778	3,154	3,485	36,726	15, 164
保護者	514	3,710	4,564	5, 196	3,037	2,879	5, 937	3,919	3,020	3, 264	36,040	14,612
特別行事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,466	8, 309	10,829	10,487	7,143	6,503	12,940	9,364	6,827	7,652	81,520	34,100

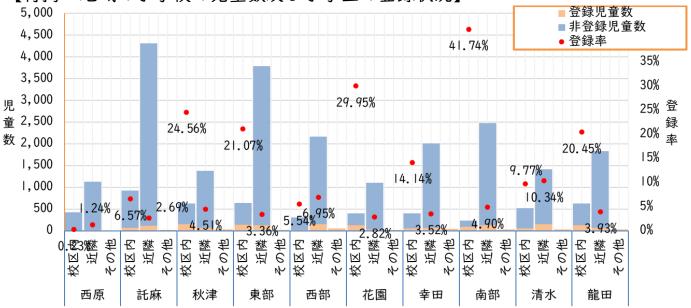
【再掲:学年別利用状況】



(単位:人)

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R4合計	R3合計
小学丨年生	49	225	306	162	301	145	211	360	203	233	2,195	959
小学2年生	26	202	390	297	211	100	219	461	177	226	2,309	1,024
小学3年生	94	75	91	103	102	97	149	273	64	104	1,152	855
小学4年生	102	53	130	255	80	126	190	223	107	101	1,367	552
小学5年生	36	78	180	28	61	65	114	243	51	208	1,064	475
小学6年生	62	29	70	98	29	32	158	107	51	31	667	459
小学生計	369	662	1,167	943	784	565	1,041	1,667	653	903	8,754	4,324

【再掲:地域の小学校の児童数及び小学生の登録状況】



※登録児童数 :児童館に登録している児童数

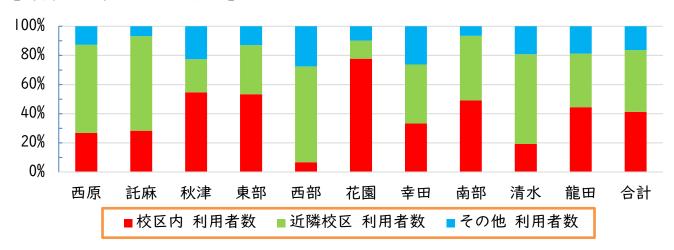
非登録児童数:児童館に登録していない児童数(児童数-登録児童数)

登録率 :小学校の児童数に占める児童館登録者の割合(登録者数÷児童数)

※校区内:児童館所在地校区の小学校

近 隣:児童館の近隣小学校 その他:その他の小学校区

【再掲:小学生の利用状況】



	R4	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
	児童数	430	928	623	636	307	404	403	230	522	626	5, 109
校区内	登録者 数	-	61	153	134	17	121	57	96	51	128	819
内	登録率	0.2%	6.5%	24.5%	21.0%	5.5%	29.9%	14.1%	41.7%	9.7%	20.4%	16.0%
	利用者 数	99	188	638	503	53	439	347	818	126	402	3,613
	児童数	1,125	4,307	1,374	3,783	2, 159	1,100	2,015	2,469	1,412	1,831	21,575
近隣校区	登録者 数	14	116	62	127	150	31	71	121	146	72	910
校区	登録率	1.2%	2.6%	4.5%	3.3%	6.9%	2.8%	3.5%	4.9%	10.3%	3.9%	4.2%
	利用者数	223	429	265	318	515	70	421	740	402	332	3,715
その	登録者 数	5	24	96	70	97	28	70	19	62	77	548
他	利用者 数	47	45	264	122	216	56	273	109	125	169	1,426

【再掲:小学生の校区別登録及び利用者数】

		校区内			i	近隣校区				計	その他
	学校名	白川	本荘	春竹	白山						
	児童数	430	69	483	573					1,125	
西 原	登録者 数	ı	I	5	8					14	Ę
	登録率	0.2%	1.4%	1.0%	1.4%					1.2%	
	利用者数	99	28	111	84					223	47
	学校名	託麻南	西原	託麻東	託麻西	託麻北	長嶺				
	児童数	928	663	I,288	860	502	994			4,307	
託 麻	登録者 数	61	q	31	35	11	30			116	24
	登録率	6.6%	1.4%	2.4%	4.1%	2.2%	3.0%			2.7%	
	利用者数	188	43	103	145	32	106			429	45
	学校名	秋津	若葉	桜木	桜木東		•				
	児童数	623	389	454	531					1,374	
 秋 津	登録者 数	153	21	24	١ <i>٦</i>					62	96
	登録率	24.6%	5.4%	5.3%	3.2%					4.5%	
	利用者数	638	93	99	73					265	264
	学校名	尾ノ上	健軍	泉ヶ丘	画図	東町	健軍東	月出	山ノ内		
	児童数	636	601	398	985	575	237	421	566	3, 783	
東 部	登録者 数	134	60	6	19	16	13	3	10	127	70
	登録率	21.1%	10.0%	1.5%	1.9%	2.8%	5.5%	0.7%	1.8%	3.4%	
	利用者 数	503	194	14	26	37	34	2	11	318	122
	学校名	小島	城山	池上	中島	高橋	白坪	春日	古町		
	児童数	307	705	250	269	97	417	289	132	2, 159	
西 部	登録者数	17	92	10	10	5	19	q	5	150	97
	登録率	5.5%	13.0%	4.0%	3.7%	5.2%	4.6%	3.1%	3.8%	6.9%	
	利用者数	53	277	49	18	20	89	34	28	515	216
	学校名	花園	城西	池田							
	児童数	404	654	446						1,100	
花 園	登録者 数	121	6	25						31	28
	登録率	30.0%	0.9%	5.6%						2.8%	
	利用者数	439	19	51						70	56

		校区内			ì	近隣校区		計	その他
	学校名	田迎	御幸	田迎南	田迎西				
	児童数	403	656	822	537			2,015	
幸 田	登録者 数	57	36	7	28			71	70
	登録率	14.1%	5.5%	0.9%	5.2%			3.5%	
	利用者数	347	189	45	187			421	273
	学校名	城南	日吉	川尻	力合	日吉東	力合西		
	児童数	230	340	482	501	474	672	2,469	
南 部	登録者 数	96	5	60	23	12	21	121	19
μ,	登録率	41.7%	1.5%	12.4%	4.6%	2.5%	3.1%	4.9%	
	利用者数	818	18	336	191	35	160	740	109
	学校名	清水	城北	高平台	麻生田	•			
	児童数	522	388	610	414			1,412	
清 水 水	登録者 数	51	44	88	14			146	62
7,	登録率	9.8%	11.3%	14.4%	3.4%			10.3%	
	利用者数	126	113	235	54			402	125
	学校名	龍田	龍田西	楠	武蔵	弓削	楡木		
	児童数	626	460	247	362	253	509	1,831	
龍田	登録者 数	128	19	12	18	12	11	72	77
н	登録率	20.4%	4.1%	4.9%	5.0%	4.7%	2.2%	3.9%	
	利用者数	402	44	53	73	27	135	332	169
	児童数	5, 109		•			'	21,575	
合	登録者数	819						910	548
合計	登録率	16.0%						4.2%	
	利用者数	3,613						3,715	1,426

		令和5年度(2023年度)予定	令和4年度(2022年度)実績
		七夕まつり	[J 作中文 (2022年)及) 天順
		クリスマス会	
	ı	ひな祭り	
	児童	消防・避難訓練	
	館		
	行事		
	*		
西			6 1 0 1 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1 1 6 1
原		毎月のカレンダー製作	毎月のカレンダー製作
公		七夕まつり ハロウィンパーティー	七夕まつり ハロウィンパーティー
園	胡	 クリスマス会	クリスマス会
園 児 童	(J)	ンケスマステート ひな祭り	ひな祭り
	活		
館	動		
	277		
		活動予定なし	(※)新型コロナウィルス感染症により
	域		活動実績なし
	組		
	織		
	活		
	動	 小学生	親子茶道体験
		からだをつかった親子あそび	親子3B体操
		小学生 トランポリン教室	身体をつかった親子遊び
	児	乳児 ベビーダンス	親子でリトミック
	童	<u>乳幼児 親子リトミック</u>	(※) 和菓子作り
	館	まんげきょうづくり	トランポリン教室
	行事	とうげい教室	とびばこ教室
	争	小学生 親子クリスマスケーキ作り	なわとび教室
		小学生 親子バレンタインのおかしづくり	親子パン教室
		牛乳パックで紙すき作り	ショコラケーキづくり
⇒ ∕		えほんの時間	こいのぼり製作
託		こいのぼり製作	しゃぼんだまあそび
麻旧	古H	しゃぼん玉あそび	手作りおもちゃ製作
児童	か	手作りおもちゃ製作 ボール遊び	手作りうちわ製作 ハロウィンパーティー
館		カレンダー製作	風船あそび!
月 日		しゃぼん玉あそび	手型足型アート
	3/1	いちごのガーランド製作	乗り物であそぼう!
		フィンガーペインティング	クリスマスリース製作
		風船あそび	音楽あそび
	地	活動再開を目指して声掛け等を実施	活動再開には至らなかった
	域		
	組		
	織		
	活		
	動		

		令和5年度(2023年度)予定	令和4年度(2022年度)実績
		一	会本読み聞かせ (2022年度) <u>表稿</u>
		走り方教室	走り方教室
	117	運動あそびクラブ・絵画造形クラブ	元気スポーツクラブ
	児		プラ板ストラップ作り
	童		リ・グラスアート
		板作り、バルーンアート)	
	行	しめ縄作り	バルーンアート
	事	親子ふれあい遊び	親子ふれあい遊び
		親子うんどう遊び	親子うんどう遊び
		お誕生会	
		さかあがり教室	
秋		体操・手遊び・絵本の読み聞かせ	体操・手遊び・絵本の読み聞かせ
津		小麦粉粘土で遊ぼう・手作りおもちゃ作り	せいさく(季節の制作・壁面装飾など)
		おはなし会	おはなし会
児	朝	七夕会・クリスマス会・節分豆まき会	身体測定
童	0		お誕生日会
館	活	ミニ運動会	手作りおもちゃ作り・小麦粉粘土遊び
		動物園遠足	戸外活動(砂場あそび、おさんぽなど)
	293	救急救命法	運動会ごっこ
		歯科指導教室	七夕会・クリスマス会・節分豆まき会
		栄養相談	(*) 救急救命法・歯科指導教室
	Del.	小及旧 版	(1) 以心以中区 图刊日子教主
	地		
	域		
	組		
	織		
	活		
	動		
		キッズスポーツクラブ	スポーツクラブ
		イッヘヘホーフタフラ 七夕制作	夏休み工作教室
		では、	夏休み上作教主 夏休み絵画教室
	児	アートクラブ	逆上がり教室
			トランポリン教室
	童		
	館		跳び箱教室
		クリヘマヘ云 羽子板作り教室	縄跳び教室
			<u>ネイチャークラフト・木のおもちゃ教室</u> リ・グラスアート制作体験
	争	逆上がり教室	リ・クラスノート制作や映
		トランポリン教室	
		縄跳び教室	
		節分豆まき会	
		ひなまつり会	A 7 0 27
		親子リズム体操	食育の話
東		3B体操	運動あそび
部		運動あそび	3 B体操
児		むし歯予防デーにちなんで	親子リズム体操
童	古口	ベビーリトミック	身体計測と子育て談話
館	朝	離乳食について	救急救命法を学ぶ
		救急救命法を学ぶ	避難訓練
	活		
	動	赤ちゃんから楽しめる人形劇観劇	
		子どもの発達と関わり方について	
		親子リトミック	
		身体測定と子育て談話	
		親子ふれあい遊び	
		避難訓練	
	地	クリスマスコンサート	親子クリスマスコンサート
	域	手作りおもちゃで遊ぼう	木のおもちゃ教室(乳幼児ママパパ)
	組		手作りおもちゃで遊ぼう (ラスカル)
	織		
	活		
	動		
	3//		

		令和5年度(2023年度)予定	令和4年度(2022年度)実績
		児童クラブ	児童クラブ
		ベビーマッサージ	ベビーマッサージ
		大津山先生と遊ぼう	大津山先生と遊ぼう
	ΙĦ	乳幼児の運動遊び	乳幼児の運動遊び
		歯磨き教室	歯磨き教室
		乳幼児の栄養教室	乳幼児の栄養教室
		夏休みプログラミング教室	親子プログラミング教室
	行	パンを作ろう	ひなまつりコンサート
	事	交通安全教室	
		防災ワークショップ (西区保健こども課共催)	
		アメリカのクリスマス(英語教室)	
		クリスマスコンサート	
		(毎月) お誕生日会・身体測定	(2月~) お誕生日会・身体測定
		親子ふれあい遊び	親子ふれあい遊び
		こいのぼり作り	シャボン玉遊び
		こいのはり Fり	シール遊び
		砂場遊び	ハロウィン製作
西		シール遊び	もしもの時に役立つ救急法
部		スタンプ遊び	
児	朝	新聞紙遊び	
童	\mathcal{O}	七夕飾り作り	
館	活	七夕飾りを笹に飾ろう	
口口	動	プール遊び	
	35/1	ボディペインティング	
		運動会遊び	
		ふうせん遊び	
		ハロウィン製作	
		水難救急法	
		もしもの時に役立つ救急法	
		クリスマス飾り作り	
		クリスマスツリー飾りつけ	
		トーキングカフェ	お見知り遠足
		ガーランド作り	ベビーダンス
		長寿の里訪問	親子リトミック
		親子リトミック	ボディペインティング
		フルーツパフェ会	親子3B体操
		ボディペインティング	野菜でスタンプ遊び
		ハロウィン製作	動物園に行こう
	動	秋の遠足 バスハイク	リトミック
		親子ヨガ	乳幼児ママパパ教室
		スクラップブッキング	お別れ会in動物園
	児	スライムであそぼう	スライムであそぼう
	童	トランポリン教室	トランポリン教室
	館	花園こどもフェスタ2023	ミニミニうんどうかい
	路 行	ミニミニうんどうかい	バルーンアート教室 リグラスアート
		クリスマス会	リグラスアート
	事	豆まき会	クリスマス会
		赤ちゃんあつまれ!	しゃぼん玉
		フィンガーペイント	パネルシアター
花	朝	ハサミをつかってみよう	リトミック
園		ならしてみよう~楽器あそび~	感触あそび(小麦粉)
児	の	はじき絵	大型絵本を楽しもう
童		クレヨンをつかってみよう	お誕生会
館	動	感触あそび(小麦粉)	手、足形アート
		手、足型アート	おはなし会
		おはなし会	
	地	はなはなクラブ総会	
	域		
	組		
	織		
	活		
	動		

		入和广东英(2002年英) 圣学	△和4年度(9099年度)字 建
		<u> </u>	令和4年度(2022年度)実績 トイレトレーニング
		トイレトレーニング	作ってあそぼう
		ベビーマッサージ	親子でリトミック
	児	親子でリトミック	祝丁 C ケ 下 ミ ツ ク
	里	おはなし会	運動あそび
	館	運動あそび	おはなし会
	行	<u> </u>	救急法(AED講習)
	事	<u>クリハマハ自采めてい </u> しめ縄づくり	 クリスマスリースをつくろう
		救急法(AED講習)	クリスマス会
		・ 立まき会	豆まき会
		スタンプであそぼう	はじめましての会
		栄養士さんの話	栄養士さんの話
幸		大型絵本を楽しもう	カレンダーづくり(毎月)
田	誀	歯のおはなし	歯科教室
児		クレヨンであそぼう	カレヨンであそぼう
童		親子ふれあいあそび	親子ふれあいあそび
館		フープであそぼう	おしゃべりルーム~子育てについて~
	刬	幸田サーキットであそぼう	体をつかってあそぼう
		楽しいあそびうた	新聞紙であそぼう
		新聞紙であそぼう	フープをつかってあそぼう
		M M C M	7 7 6 3043 (W) (14)
	地		
	域		
	組	 ・活動再開を目指す予定	・母親クラブが発足できなかったので
	織	1日到行所で口目り」に	年間行事予定なし
	活		十月17季がたなし
	動		
	到		
		ジュニア運動クラブ	ジュニア運動クラブ
		ジュニア体操クラブ	ジュニア体操クラブ
	児	公司的生产	絵画造形
	冗童	バルーンアート教室	バルーンアート教室
		肥後ちょんかけごま	肥後ちょんかけごま
	館	リ・グラスアート	親子プログラミング教室
	行力	ヘアカットアート	リ・グラスアート
	事	豆まき会	ヘアカットアート
		消防・避難訓練	豆まき会
			消防・避難訓練
		毎月のカレンダー製作	毎月のカレンダー製作
南		身体測定・カード作り	身体測定・カード作り
部		ゆらゆら時計作り	ゆらゆら時計作り
児	朝	しゃぼん玉遊び	しゃぼん玉遊び
童		歯のお話し	歯のお話し
館		紙コップおもちゃ	紙コップおもちゃ
	動		どんぐりひろい
		新聞紙のあそび	新聞紙のあそび
		المراجعة الم	
	地	音楽あそび	WAIWAI
	域		
	組		
	織		
	活		
	動		
	•		

		令和5年度(2023年度)予定	令和4年度(2022年度)実績
		七夕会 (月の制作を兼ねる)	誕生会 (3ヶ月ごと)
		運動会	七夕会
	児	クリスマス会	運動会
	童	豆まき	クリスマス会
	館	交通安全教室	豆まき
	行	お正月遊び	交通安全教室
	事	歯科指導(歯についての話)	お正月遊び
	3.	AED講習会	歯科指導
		親子リトミック	ベビーマッサージ
	-	親子イングリッシュ はじめましての会	親子イングリッシュ はじめましての会
		しゃぼん玉遊び	しゃぼん玉遊び
		すくすく身体測定	すくすく身体測定
清	誀	運動会ごっこ	運動会ごっこ
水		月の制作	月の制作
児	活	親子ふれ合い遊び	お話会
童		パネルシアターを楽しもう	親子ふれあい遊び
館	25/3	災害安全訓練	パネルシアターを楽しもう
		きらきらお話会	災害安全訓練
		ハイハイ・とことこ競争	消防署へ行こう
		はじめましての会(総会)	はじめましての会
		おみしり遠足	おみしり遠足
		ひまわりの種まき	スタンプ遊び
		水遊び	水遊び
	組	ハロウィンを楽しもう	ハロウィンを楽しもう
	織	消防署見学(勤労感謝訪問)	大掃除
	活	クリスマスツリー飾り付け	クリスマスツリー飾り付け
	動	大掃除 (ツリー片付け含み)	お正月遊び
		大きな紙に絵を描こう	親子体操
		お別れ遠足(花見を兼ねて) 交通訓練	お別れ会 交通訓練
		運動会	運動会
		育児サロン「歯科医師による子育ての話」	育児サロン「歯科医師による子育ての話」
	児	育児サロン「ZUMBA」	育児サロン「ZUMBA ゴールド」
	童	育児サロン「親子コンサート」	育児サロン「親子コンサート」
	館	育児サロン「親子おはなし会」	育児サロン「親子おはなし会」
	行士	育児サロン「親子3B体操」	育児サロン「親子3B体操」
	事	歯科食育指導	育児サロン「ベビーオイルマッサージ」
		お楽しみ会	お楽しみ会
		豆まき	豆まき
		身体測定・安全訓練	身体測定・安全訓練
		公民館探検	公民館探検
龍		誕生会	誕生会
田田		救急法	救急法
児		毎月季節の制作	毎月の制作
童		運動会ごっこ	運動会ごっこ
館	動	戸外遊び	戸外遊び
ДД		楽器遊び	楽器遊び
		公園に行こう	公園に行こう
	-	お正月あそび	お正月あそび
		おみしり会 親子リトミック	 おみしり会 人形劇
	抽	税ナリトミツク 手形アート	人形劇 七夕制作
		ナルノート 七夕飾り制作	プレゼント作り
		<u> </u>	芋ほり
		敬老の日プレゼント作り	運動会
		運動会	クリスマスリース作り
		 芋ほり	豆まき
	3/1	<u>」は、</u> 豆まき	バレンタイン制作
		お楽しみ会	お楽しみ会
		, · · · · · / —	1

児童クラブの活動

【令和4年度(2022年度)実績】

	4年度(2022年度)第										
児童		対象者	う和4年度(2) 実	022年度 延施)実績		受付方法				
館	クラブ名	(学年)	実施月	曜日	回数	受付 期間	申込 方法	決定 方法	定員数	申込数	倍率
	珠算クラブ	小学3~6年生	4月~7月	土	9	4月	電話	先着順	15	7	-
	珠算クラブ	小学3~6年生	10月~1月	土	17	8月	電話	先着順	15	4	_
	書道クラブ①	小学3~6年生	4月~7月	土	7	4月	電話	先着順	15	11	-
西原	書道クラブ①	小学3~6年生	10月~1月	土	13	8月	電話	先着順	15	14	-
公園	書道クラブ②	小学3~6年生	4月~7月	土	7	4月	電話	先着順	15	3	-
Tazi	書道クラブ②	小学3~6年生	10月~1月	土	13	8月	電話	先着順	15	2	_
	硬筆クラブ	小学3~6年生	4月~7月	土	2	4月	電話	先着順	15	13	-
	硬筆クラブ	小学3~6年生	10月~1月	土	4	8月	電話	先着順	15	13	-
	運動クラブ 運動の基礎つくり	小学1年~2年生	5. 6. 7. 9月	土	4	約10週	往復はがき	抽選	8	5	1.6
託	運動クラブ	小学1年生	2月~3月	土	3	約10週	窓口 往復はがき	抽選	10	10	1.0
麻	<u>運動クラブ</u>	小学2年生~	2月~3月	土	3	約10週	窓口 往復はがき	抽選	8	8	1. 0
rl.	運動あそびクラブ	年長~小学生	9~11月	土	5	8~9月	窓口	抽選	16	11	0.7
秋津	絵画造形クラブ	小学1~3年生	1~2月	土	5	11~12月	往復はがき窓口	抽選	10	12	1.2
	スポーツクラブ	小学生	5・6月	土	2	4/1~4/17	往復はがき 窓口、はがき	抽選	30	27	0.9
	夏休み工作教室	小学生	7月	土	1	7/1~7/15	HPよろず 窓口、はがき	抽選	20	11	0.6
	夏休み絵画教室	小学生	8月	日	1	8/2~8/16	HPよろず 窓口、はがき	抽選	8	11	1. 4
	逆上がり教室	小学生	9月	±.	2	8/23~9/6	HPよろず 窓口、はがき	抽選	14	12	0. 9
東	トランポリン教室	年長児~小学2年	10月	土	2	9/13~9/27	HPよろず 窓口、はがき	抽選	20	12	0. 6
部	跳び箱教室	生 小学生	11月	土	2	10/25~11/8	HPよろず 窓口、はがき	抽選	14	13	0. 9
	 	小学生	12月	日	2	10/25~11/8	HPよろず 窓口、はがき	抽選	20	13	0. 9
	神郎い教主 ネイチャークラフト 木のおもちゃ教室	年中児~小学3年	12月	-	-	12/16~1/6	HPよろず 窓口、はがき	抽選	20	14	0. 7
		生 小学生		土	1		HPよろず 窓口、はがき				
	リ・グラスアート制作体験		2月	土	1	1/17~2/7	HPよろず	抽選	20	17	0.9
西	アートクラブ	小学生	6~10月	日	7	4月	窓口、はがき	抽選	15	15	1.0
部	キッズ体操	小学生	9~12月	日	7	7~8月	窓口、はがき	抽選	20	19	0.9
	ダンスの基本	小学生	1~3月	日	7	11月	窓口、はがき	抽選	16	19	1. 2
	スライムであそぼう	小学生	5月	土	1	4/12~	窓口、電話	先着順	10	9	0.9
花園	トランポリン教室	小学生	7月	土	1	6/14~	窓口、電話	先着順	10	9	0.9
hred	バルーンアート教室	年中~小学生	10月	土	1	10/1~	窓口、電話	先着順	16	8	0.5
	リグラスアート	小学生	11月	土	1	10/1~	窓口、電話窓口	先着順	10	6	0.6
幸田	絵画・造形	小学1~4年生	6~12月	土	7	4/1~4/22	往復はがき窓口	抽選	10	25	2. 5
щ	硬筆	小学1~6年生	6~12月	土	7	4/1~4/22	往復はがき	抽選	10	25	2.5
南	絵画・造形クラブ	小学生	5月~12月	土	7	3/10~4/20	メール	抽選	8	16	2.0
部	ジュニアクラブ運動	小学生	5月~8月	土	7	3/10~4/20	メール	抽選	16	41	2.6
	ジュニアクラブ体操	小学生	9月~12月	土	7	8/2~8/21	メール	抽選	16	34	2. 1
	絵画・造形クラブ	小学生	7月	日	4	4/19~6/10	窓口	抽選	8	8	1.0
	走り方教室	小学生	7月	土	2	4/26~6/17	窓口	抽選	20	20	1.0
清水	ヒップホップダンスクラブ	小学生	9月~11月	土	9	4/26~6/17	窓口	抽選	20	15	0. 75
水	逆上がり教室	小学生	12月	土	2	10/5~11/25	窓口	抽選	8	8	1.0
	サッカー教室	小学生	1月	土	2	10/12~11/25	窓口	抽選	20	12	0.6
	マット・跳び箱教室	小学生	3月	土	2	1/11~2/17	窓口	抽選	16	10	0.6
	絵画造形クラブ	小学1~4年生	5~8月	±	6	3/15~4/19	往復はがき	抽選	10	8	0.8
	キッズダンスクラブ	小学生	6~9月	土	8	3/15~4/19	往復はがき	抽選	15	14	0.9
	卓球クラブ	小学生	10~12月	Ħ	6	3/15~4/19	往復はがき	抽選	14	10	0.7
龍田	動く環境教室	小学生	8月	木	1	7/20~	電話、窓口	先着順	10	10	1.0
	トランポリン	小学1~4年生	8月	水	1	8/3~	電話、窓口	先着順	20	12	0.6
	なわとび	小学生	1月	土	1	12/16~	電話、窓口	先着順	15	14	0.9
			1月	土			電話、窓口	先着順	1	15	1.0

【令和5年度(2023年度)予定】

児		Ŷ.	和5年度(20)予定	<u> </u>				1	
童館	クラブ名	対象者 (学年)	実施月	施曜日	回数	受付	受付方法 申込	決定	定員数	申込数	倍率
	珠算クラブ	小学3~6年生	4月~7月	土	13	期間 2月	方法 電話	方法 先着順	15	5	_
	珠算クラブ	小学3~6年生	10月~1月	土	14	8月	電話	先着順	15	_	-
	書道クラブ①	小学3~6年生	4月~7月	土	10	2月	電話	先着順	15	12	_
西	書道クラブ①	小学3~6年生	10月~1月	土	10	8月	電話	先着順	15	-	_
原公	書道クラブ②	小学3~6年生	4月~7月	土	10	2月	電話	先着順	15	0	_
遠	書道クラブ②	小学3~6年生	10月~1月	土	10	8月	電話	先着順	15	_	_
	硬筆クラブ	小学3~6年生	4月~7月	土	3	2月	電話	先着順	15	12	_
	硬筆クラブ	小学3~6年生	10月~1月	土	4	8月	電話	先着順	15	_	_
	てつぼう教室	小学生	9月	土	2	約1月	窓口	先着順	24	_	_
	とびばこ教室	小学生	11月	土	2	約1月	窓口	先着順	24	_	_
託麻	運動クラブ	小学生	1月~2月	土	4	23日	往復はがき	抽選	24	_	_
	絵画造形クラブ	小学生	2月~3月	土	3	19日	窓口 往復はがき	抽選	8	-	_
	運動あそびクラブ	年長~小学4年生	5月~7月	土	5	4月	窓口窓口	抽選	20	19	1
秋	単期めて い	年少~小学生	9月~10月	土	5	7月~	往復はがき 窓口		26	-	1
津				-				先着順		_	_
	絵画造形クラブ	小学1~3年生	1月~2月	土	5	11~12月	窓口、はがき	先着順	10		1.0
	キッズスポーツクラブ	年長児~小学生	5・6・7月	土	4	4/25~5/16	HPよろず 窓口、はがき	抽選	30	29	1.0
東	夏休み工作教室	小学生	7月	日 ·	1	7/4~7/18	HPよろず 窓口、はがき	抽選	20	-	-
部	アートクラブ	小学生	8・9月	土	4	6/27~7/9	HPよろず 窓口、はがき	先着順	14	-	-
	キッズダンス	小学生	10・11月	日	4	9/12~10/3	出Pよろず 窓口、はがき	抽選	15	-	-
	羽子板作り	年長児~小学生	12月	日	1	11/14~12/5	芯口、はかさ HPよろず	抽選	15	-	-
#E	アートクラブ	小学生	5~8月	日	7	4月	窓口、はがき	抽選	14	18	1. 3
西部	キッズ体操	小学生	9~11月	日	7	7~8月	窓口、はがき	抽選	20	-	-
	ダンスの基本	小学生	12~2月	日	7	11月	窓口、はがき	抽選	16	-	-
花	楽しくチャレンジクラブ(前期)	小学生	5月~7月	土	3	4/4~4/30	窓口、電話	先着順	15	15	1.0
遠	楽しくチャレンジクラブ(後期)	小学生	9月~11月	土	3	8月中の予定	窓口、電話	先着順	15	-	-
幸	絵画・造形	小学1~4年生	6~10月	土	5	4/1~4/22	窓口往復はがき	抽選	10	17	1. 7
H	硬筆	小学1~3年生	6~10月	土	5	4/1~4/22	窓口 往復はがき	抽選	10	20	2.0
	絵画・造形クラブ	小学生	5月~12月	土	7	3/11~4/22	メール	抽選	16	31	1. 9
南部	ジュニアクラブ運動	小学生	5月~8月	土	7	3/11~4/22	メール	抽選	16	32	2.0
	ジュニアクラブ体操	小学生	9月~12月	土	7	8/1~8/20	メール	抽選	16	-	-
	走り方教室	小学生	5月	土	2	4/12~	窓口	先着順	20	20	1.0
	絵画・造形教室	小学生	7月	日	4	4/19~6/18	窓口	抽選	8	6	0.8
清	ヒップホップダンスクラブ	小学生	9月~11月	土	9	6/27~	窓口	先着順	20	-	-
水	クリスマスリース作り	小学生	11月	日	1	9/26~11/2	窓口	抽選	8	-	-
	サッカー教室	小学生	12月	土	2	10/3~	窓口	先着順	20	-	-
	体育教室	小学生	2月~3月	土	4	12/5~	窓口	先着順	16	-	-
	絵画造形クラブ	小学1~4年生	5~8月	土	6	3/15~4/19	往復はがき	抽選	10	13	1. 3
	キッズダンスクラブ	小学生	6~9月	土	8	3/15~4/19	往復はがき	抽選	15	21	1. 4
	卓球クラブ	小学生	10~12月	日	6	3/15~4/19	往復はがき	抽選	14	10	0. 7
	動く環境教室	小学生	8月	木	1	7/20∼	電話、窓口	先着順	10	-	-
龍田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	トランポリン	小学1~4年生	8月	水	1	8/3~	電話、窓口	先着順	20	-	-
田	なわとび	小学生	1月	土	1	12月	電話、窓口	先着順	15	-	_
	S C- C-	4 4 4	1 */*	1 -		14/1		고급·日 까지	1		

職員研修及び情報交換

担当者会議

年に8回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の共有化及び連携を深めている。また、様々な課題解決に向けた検討協議を行う。

初任者研修

初任者児童厚生員等を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員研修

講師による実技研修等を行い児童厚生員等の資質向上を図るとともに、児童館活動の充実を目的とし意見交換会を実施。

実務活性化会議

児童館をよりよく運営していくため、日々の活動の中から、問題点・疑問点を見出し、情報交換の実施等の情報の共有化による連携及び技術の向上を図る。

子育てほっとステーション会議

各関係機関が緊密に連携し、地域の子育て支援を共同で行うため、総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、こども文化会館、各区保健こども課等の担当者の情報交換、研修等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック(5区)に分かれて実施している。

【研修及び情報交換会内容】

		令和4:	年度(20	22年度)実績		令和5年	度(2023	3年度)計画
	実施日	人数	担当館	内容	実施日	人数	担当館	内容
初任者研修	書面開催	10名	子ども支援課	《子ども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令について ※感染拡大防止のため研修資料 を全児童館に配布し実施 ※児童館の活動見学は中止	4月28日 (金)	12名	こども支援課	《こども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令について ・児童館の活動見学 (龍田児童館)
児童厚生員研	6月16日 18名 清水 (木)		清水	「ことばの発達とことば をはぐくむかかわり」 講師 熊本市子ども発達 支援センター 言語聴覚 士 田村 安代氏	6月14日 (水)	20名	南部	「児童厚生員と保護者の関わり・コーチング」講師:三浦 佑子氏 (九州AST気功クリニック所属・心理カウンセラー 子育てサポート研究所代表)
 研修 	11月16日 (水)	14名	秋津	実技指導「表現遊び」 〜さくら・さくらんぼリ ズム遊び〜 講師:古庄 範子 氏 (えがお保育園 園長) 内容:実技	II月29日 (水)	-	花園	造形遊び
実務活性	書面開催	-	大江	事前アンケートの報告 ※感染拡大防止のためアンケート結果を全児童館に配布し実施。	8月31日 (木)	-	天明	事前アンケートに 基づく協議
活性化会議	書面開催	-	五福	事前アンケートの報告 ※感染拡大防止のためア ンケート結果を全児童館 に配布し実施。	月 8日 (木)	-	東部	未定

児童館の広報について

各児童館で広報誌を発行し、児童館での配布のほか、近隣の保育園・幼稚園・小学校に配布するとともに、 熊本市のホームページへ掲載している。

また、各行事の際にはチラシやポスターを作成し、児童館内や管区内の小学校などに配布している。

児					発行	回数
童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	令和5年度 予定	令和4年度 実績
西原	西原公園児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童館施設内遊具等の案内 児童クラブ、朝の活動の案内	毎月末	年12回	年12回
公園	広報誌「かけはし」	近隣(本荘・春竹校区)住民に配布 ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末	年12回	年12回
児童	児童館だより	ホームページ閲覧者	児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末	年12回	年12回
館	朝の活動だより	ホームページ閲覧者	参加者募集、活動内容のお知らせ	毎月末	年12回	年12回
託麻	児童館だより	管内6校区の自治会(回覧用)	施設及び講座等の案内	毎月末	年12回	12回
児童	熊本市ホームページ	閲覧者	施設及び講座等の情報	毎月末	年12回	12回
	熊本市LINE	閲覧者	施設及び講座等の情報	随時	随時	4回
	児童館だより	近隣地域の小学校(5校)、幼稚園・保育園・ こども園(17園)、子育てサークル(7校区)、 子育て支援センター(5カ所)、秋津デイサー ビスセンター、児童館、公民館内掲示ス ペース		毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
秋津児	秋津公民館ホームページ	閲覧者	児童館だより、児童クラブの案内や応募方法、イベントの告知、児童館の利用の仕方等	毎月末に翌月 分を掲載	年12回更新	年12回更新
童館	子育て応援情報提供コーナー	プレイルーム等に設置	児童館だより、秋津近隣地域子育てサークルチラシ、他児童館・児童室・東区の子育て支援センターのお便り掲示等	通年常設	通年常設	通年常設
	Facebook・インスタグラム	閲覧者	活動の様子	適宜	2回	2回
	校区子育てサークルへ参加 近隣校区の子育てサークルの参加者		児童館の紹介・厚生員による読み聞かせ	学期に 回	3回	0回
	じどうかんだより	熊本市ホームページ添付、管内10カ所(こども園・幼・保)、熊日,母子施設、子育て支援関係施設,来館者		年12回発行	年12回更新 通年常設 2回 3回 年12回発行 年12回発行	年12回発行
東部	児童館だより小学生版	熊本市ホームページ添付、管内 8小学校 、熊日,母子施設、子育て支援関係施設, 来館者	小学生を対象とした活動の広報	年12回発行	年12回発行	年12回発行
児童館	児童館行事・短期単発講座案内等	熊本市ホームページ添付、管内(こども園・幼・保・小)、熊日,母子施設、子育て支援関係施設,来館者、館内掲示板	児童館行事短期単発講座のお知らせ	随時	随時	随時
	東部まちづくりセンターだより	区管内の各町内の自治会の回覧板により周 知、来館者(希望者)	公民館全体の活動や募集 児童館の乳幼児活動・講座予定、 小学生講座予定・募集要項など	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	東部児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事・活動のお知らせ 講座案内・募集について	毎月更新 (年12回)	毎月更新 (年12回)	毎月更新 (年12回)
	西部児童館だより (小学生版)	区管内公立小学校、市関係機関、児童館・ 児童室、来館者	児童館行事、児童クラブ開催日程、児童館 からのお知らせ等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	にこにこだより (乳幼児向け)	区管内子育て支援センター、市関係機関、 児童館・児童室、来館者	児童館行事、児童館からのお知らせ、朝の 活動及び母親クラブの活動日程等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
西部児	西部まちづくりセンター・公民館だより	区管内各町内自治会回覧版による周知、来 館者	「西部児童館だより」「にこにこだより」 に掲載の行事・朝の活動等の日程、お知ら せ等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
童館	西部児童館ホームページ	熊本市ホームページ閲覧者	児童館だより・にこにこだよりの掲載、施 設案内、活動の様子、行事・児童クラブ・ 短期講座・母親クラブの案内等	毎月更新 (全12回)	年12回更新	年12回更新
	児童館行事ポスター、チラシ	区管内公立小学校、館内掲示	短期講座・児童クラブ等への参加募集及び 内容のお知らせ	随時	行事毎	行事毎
	SNS(熊本市公式LINE等)	西区の子育て情報配信希望者	児童館行事、児童クラブ開催日程、児童館 からのお知らせ等	随時	行事毎	-

児					発行	回数
童 館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	令和5年度 予定	令和4年度 実績
	花園まちづくりセンター公民館だより	管内各町内の自治会回覧板、掲示板により 周知、公民館来館者(希望者)	花園児童館だよりに掲示する行事、児童クラブ及び児童館からのお知らせ等、朝の活動	毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
花園児童館	花園児童館だより (乳幼児、小学生向け)	管内の小学校(花園、城西、池田の3校)、 市の関係機関 (こども支援課、保健こども 課、保育園、支援センター、こども文化会 館)、児童館、児童室、来館者(希望者)	容、持ち物等のお知らせ、朝の活動内容、	毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
RE	花園児童館行事ポスター、チラシ	児童館、公民館、掲示板等	児童クラブ等参加申込み	随時	行事の都度	行事の都度
	花園児童館ホームページ	閲覧者	花園児童館だより、施設案内(広場、部屋、遊具等)、活動内容案内、児童クラブ、母親クラブ活動等の案内	毎月更新	年12回発行	年12回発行
幸	こうだ児童館だより (幼児向け)	こども支援課(各児童館・児童室)希望 者、来館者、総合子育て支援センター、幸 田子育で支援センター、南区役所保健こど も課	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
田児童		小学校4校(田迎、御幸、田迎南、田迎西) 来館者、希望者	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお 知らせ	毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
館館	幸田だより	管内自治会に配布	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお 知らせ	毎月末に翌月 分を配布	年12回発行	年12回発行
	幸田児童館ホームページ	閲覧者	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお 知らせ	毎月更新	年12回発行	年12回発行
	児童館だより(幼児版)		朝の活動参加者及び来館者、各子育て支援 センター 南区役所保健こども課、こども文化会館、 各児童館・児童室、まちづくりセンター (飽田・富合)		年12回	年12回
南部児童館	児童館だより(小学生版)	児童館行事、児童館からのお知らせ	6つの小学校の児童、各児童館・児童室 南区役所保健こども課、こども文化会館、 各児童館・児童室、まちづくりセンター (飽田・富合)	毎月	年II回 (4,5月号は 合併号)	年川回
	みなみ (南部まちづくりセンター)		自治会の回覧板		年12回	年12回
	児童館だより (特別号)	短期教室などの行事案内	6 つの小学校の児童(小学生対象)	必要に応じて	随時	0回
	じどうかんだより (小学生版)	公民館HP添付・管内小学校4校 子育て支援関係施設4ヶ所 児童館・児童施設 4ヶ所、来館者	児童館行事・児童クラブ 児童館からのお知らせ等	毎月末に 翌月分を配布	年11回発行	年川回発行
水	じどうかんだより (乳幼児版)	公民館HP添付・管内幼稚園 I 園 子育て支援関係施設8ヶ所 児童館・児童施設 I 4ヶ所、来館者	児童館行事 (朝の活動含み) 児童館からのお知らせ等	毎月末に 翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
児童館	公民館だより (児童館だより地域版)	公民館ホームページ 管内各自治会・地域回覧版	児童館行事 児童館からのお知らせ等	毎月末に 翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
KE	児童館内掲示	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年6回	年0回
	熊本市SNS	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年6回	年1回
	じどうかんだより(小学生向け)	近隣の小学校7校、地域内幼稚園・保育園 10ヶ所、児童館・児童室 4ヶ所、子育て関連施設 1ヶ所	児童館行事・児童クラブ・児童館からのお 知らせ	毎月末	年12回	年12回
龍	たんぽぽ広場(乳幼児向け)	地域幼稚園・保育園10ヶ所、子育て関連施 設11ヶ所、児童館・児童室14ヶ所	児童館行事・子育てサロン案内・たんぽぽ クラブ活動案内	毎月末	年12回	年12回
田児	公民館だより	まちづくりセンター管内の6校区の町内自治 会を通じて配布	まちづくりセンター管内の6校区の町内自 治会を通じて配布	毎月下旬	年12回	年12回
童館	龍田公民館HP	ホームページ閲覧者	施設案内・毎月のお便り	毎月更新	年12回	年12回
	熊本市SNS	SNS閲覧者	毎月のお便り	毎月下旬	年12回	年12回
	熊本市北区Facebook	Facebook閲覧者	たんぽぽクラブ、児童館行事	適宜	適宜	年2回

児童館の予算について

西原公園児童館を除く9児童館については、まちづくりセンター等との複合施設のため、児童館の事業経費のみが対象となる。 西原公園児童館については、単独館のため、事業費及び施設管理経費等が対象となる。

児童館予算資料 (R5当初予算・R4決算)

令和5年度(2023年度)当初予算

(単位:千円)

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,665	2,741	5,480	5,645	7,970	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480	50	51,951
報償費	609	126	183	165	156	84	126	132	153	186	28	1,948
需用費	923	118	176	143	140	139	169	111	128	112	100	2, 259
役務費	110	11	П	11	11	11	11	11	11	11	-	209
委託料	996	_	-	-	-	-	-	_	-	-	167	1,163
使用料等	80	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	85
備品購入費	75	50	50	50	50	50	50	50	50	50	-	525
補助費	108	150	150	150	150	150	150	150	150	150	_	1,458
合計	5,566	3, 196	6,055	6,164	8,477	5,914	5,986	5,934	5,972	5,989	345	59,598

- ※令和5年度(2023年度)執行予算 新型コロナウイルス感染症対策経費(上記予算外)
 - ・国の新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業を活用し、I児童館あたり300,000円の予算を措置。 新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に 実施していくために必要な費用に充てる。
- ※令和5年度(2023年度)執行予算 森林環境贈与税を活用し各児童館に予算を措置。(上記予算外) 木製遊具の購入費に充てる。なお、予算額は各児童館で異なる。

令和4年度(2022年度)決算

(単位:千円)

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,353	2,446	5,649	5, 184	6,790	4,994	4,993	4,989	4,486	5,011	-	46,895
報償費	270	114	9	78	153	54	126	138	150	126	-	1,218
需用費	610	267	241	217	256	349	439	381	253	488	186	3,687
役務費	65	11	11	-	11	10	11	-	11	11	-	141
委託料	845	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	845
使用料等	54	I	3	_	_	_	_	_	_	_	-	58
工事請負費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品購入費	55	220	172	194	297	_	-	_	182	117	_	1,237
補助費	-	-	_	-	-	_	-	_	_	5	-	5
合計	4,252	3,059	6,085	5,673	7,507	5,407	5,569	5,508	5,082	5,758	186	54,086

- ※令和4年度(2022年度)執行予算 新型コロナウイルス感染症対策経費(上記予算外)
- ・国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用し、I児童館あたり300,000円の予算を執行。 消毒液やマスクなど、感染対策に必要な物品の購入に充てた。

各項目の説明

人件費	児童館の児童厚生員の給与及び共済費等	役務費	主にマット等のクリーニング代			
報償費	主に児童館で実施する講座の講師謝礼	1又分貝	電話料・回数券(西原公園児童館のみ)			
	児童館で使用する消耗品(文具、おもちゃ等)	委託料	施設清掃等の委託にかかる費用			
	児童館の救急用品購入費	使用料等	主に複写機使用料			
需用費	児童館備品などの修繕費	工事請負費	児童館耐震化工事費			
	施設の光熱費(西原公園児童館のみ)	備品購入費	児童館で使用する備品購入費			
	等の事業及び施設管理に係る費用	補助費	主に地域組織活動への事業補助			

関係法令 抜粋 (令和5年4月1日現在)

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて 児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 (略)
- 三 (略)
- ③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第二十八条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準二~三 略

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、 その設備又は運営を低下させてはならない。

(設備の基準)

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

二 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【熊本市児童館条例】

(設置)

第1条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24番4号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東7丁目11番15号
秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
東部児童館	熊本市東区錦ケ丘 番 号
西部児童館	熊本市西区小島2丁目7番1号
花園児童館	熊本市西区花園5丁目8番3号
幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原451番地9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町14番7号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

(事業)

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
- (2) 健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。
- (3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。
- 、(4) 前3号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用できる者の範囲)

第4条 児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (I) おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
- (2) 子ども会等児童によって組織された団体
- (3) 母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(使用の許可)

第5条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第8条 児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第9条 児童館(城南児童館を除く。)の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

第10条 城南児童館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第3条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めると ころに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 城南児童館の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務 (協定の締結)

第14条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- Ⅰ この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- (熊本市西原公園児童館条例の廃止)
- 2 熊本市西原公園児童館条例(昭和52年条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園 児童館条例第5条又は熊本市区の設置等に関する条例(平成23年条例第61号)附則第2項の規定によ る廃止前の熊本市市民センター設置条例(昭和58年条例第7号。以下「廃止前の市民センター設置条例」 という。)第6条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第5条の規 定によりなされた使用の許可とみなす。
- 4 施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第10条第2項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員(以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。)は、第9条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。
 - 附則
- Ⅰ この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【熊本市児童館条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市児童館条例(平成23年条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(城南児童館にあっては、午前9時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(1) 城南児童館以外の児童館 次に掲げる日

ア 月曜日(月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ |2月29日から翌年|月3日まで

(2) 城南児童館 次に掲げる日

ア 毎月の第4水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ |2月29日から翌年|月4日まで

(使用手続)

第4条 児童館を使用(団体による使用を除く。)しようとする者は、児童館使用証(様式第1号。以下「使用証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

(使用証)

第5条 前条第1項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

(団体使用手続)

第6条 児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前7日までに児童館団体使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証 (様式第3号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 第4条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 児童館内で喫煙しないこと。
- (3) 児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (4) 使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (6) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (7) 児童館の職員の指示に従うこと。

(審議会の構成)

第8条 条例第9条の熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (I) 学識経験者
- (2) 公民館の代表者
- (3) 児童委員
- (4) 学校長
- (5) PTAの代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 子ども会の代表者
- (8) 母親クラブの代表者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(付議事項)

第9条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 児童館の運営方針に関すること。
- (2) 児童館の使用の普及に関すること。

(指定申請書に添付する書類)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (I) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類)
- (4) 条例第11条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定に定める事項)

第11条 条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

Ⅰ この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(略)

附則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

【熊本市児童館運営審議会規程】

(目的)

第1条 この規程は、熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び職務代理者)

第2条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。 (会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を審議するとき、又はその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使する者は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年11月6日から適用する。